

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

住宅や建築物を耐震化したい

No.3	国土交通省	補助金等	(開始年度) 平成25年度
------	-------	------	---------------

支援の名称	住宅・建築物の耐震化の促進 (耐震対策緊急促進事業)
制度の 趣旨・背景	建築物等の耐震化を推進するため、改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物の耐震診断・改修等を行う民間事業者等に対し、通常の交付金による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する制度です。
制度の 内容	■補助率（地方公共団体が補助制度を整備している場合の原則型） ○耐震診断等：国1/2（地方1/3～） - 平成30年度までの措置。ただし、不特定多数利用大規模建築物（ホテル・旅館、デパート等）等の耐震診断については、平成27年度末までの措置。 ○耐震改修等：国1/3、2/5※（地方11.5%～、1/3※～）※防災拠点等 - 平成30年度末までに補強設計に着手したものに限り - 通常の交付金による国費分を含む助成率 - 上記の他、交付金を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援 ■補助対象限度額 ○耐震診断 - 延床面積 1,500㎡から 2,000㎡の①幼稚園・保育所、②幼稚園・保育所を含む複合用途の建築物の場合： $\text{延床面積} \times 1,540 \text{ 円} / \text{㎡} + 206 \text{ 万円}$ - 上記以外の建築物の場合： $\text{延床面積} \times 1,030 \text{ 円} / \text{㎡} + 308 \text{ 万円}$ ※ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、154万円を限度として加算することが出来ます。 ○耐震改修等 - 建築物：延べ床面積 $\times 50,300 \text{ 円} / \text{㎡}$ - マンション：延べ床面積 $\times 49,300 \text{ 円} / \text{㎡}$ ※天井を併せて改修する場合：13,400円/㎡～70,000円/㎡加算 設備を併せて改修する場合：6,500円/㎡（天井改修と設備改修を併せて行う場合：5,200円/㎡）加算（防災拠点に限る）
対象と なる方	改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物の所有者である民間事業者等で、耐震診断・改修等を行う者
問い合わせ 先など	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8111（内線 39-677） ■関連 URL 建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正概要（平成25年11月施行） http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000054.html